

## 「県保健所の業務継続のための食品衛生に係る業務について」 に関する質疑応答集（Q&A）

令和2年4月17日作成

問1 今回このような運用を行うこととなった経緯は。

（答） 県内では感染経路が明らかではない新型コロナウイルス感染症患者が増加するなど深刻さが増しており、事業者の活動自粛等で経済活動にも大きな影響が出ているところで、  
そこで、更新手続を猶予することにより事業者の負担軽減を図るとともに、人と人との接触の機会を減らすことで感染機会の減少を目的に今回の運用に至りました。

問2 更新手続の延長は、許可期限の延長と考えてよいか。

（答） 今回の運用は、令和2年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡「保健所の体制強化のためのチェックリスト」を参考に更新手続の時期を先送り（延長）するため、沖縄県食品衛生法施行細則の規程内において従前の許可期限を延長するものです。

問3 許可期限の延長は食品衛生法上問題ないか。

（答） 許可の有効期間は、食品衛生法第52条第3項にて「都道府県知事は第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる」と規定されており、沖縄県食品衛生法施行細則第10条にて許可の有効期間を定めています。  
今回の許可期限の延長は年単位ではなく、沖縄県食品衛生法施行細則第10条（許可の有効期間）の規定内で対応しうる月単位で行うものであり、法令上問題ないと考えております。

問4 許可更新後の新しい許可証の有効期間はどうか。

（答） 新しい許可証の有効期間は「従前の許可期限の翌日から起算する」となり、従前の許可期限月に更新手続が行われた場合と同じ許可期限と同じとなります。

（例）有効期限が令和2年4月30日の簡易営業の更新申請が令和2年12月28日に行われた場合も新しい許可証の有効期限は令和7年4月30日となります。

問5 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合の対応はどうか。

（答） 長期化した場合には、状況を見ながら対応を検討いたします。

問6 当面の間自粛といているが、現在更新申請の手続はできないのか。

（答） 更新申請は、令和2年12月28日までに申請者のご都合のよい時期に申請いただいで結構です。  
ただ、現在、感染経路が明らかではない患者も増加するなど深刻さが増している状況であり、人と人との接触の機会をできる限り低減させるため、可能な範囲で状況が落ち着いた頃に申請いただきたいと考えております。

問7 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とするならば、新規申請手続も延期すべきではないか。

(答) 新規申請の手続を延期することは、新規申請者の営業の権利を妨げるものとなるため行うことはできません。

更新手続を延長することにより、感染につながる人と人との接触の機会を低減させることにつながるものと考えています。

問8 更新手続の際に提出する「食品営業許可施設自己チェック票」とは何か。

(答) 感染機会の減少を図る一つ的手段として、書面審査により許可証を交付することとなりました。

「食品営業許可施設自己チェック票」は書面審査を行うに当たり、施設基準が遵守されているかを確認するための書類です。

自己チェック票で遵守されていない事項がありましたら、速やかに改善ください。

なお、施設検査が必要と判断された場合には施設検査を実施します。

問9 申請手数料の猶予や減免は行わないのか。

(答) 更新手続ができる期間を延長することで、可能な限り申請者の負担の少ない時期を選択いただき申請できるよう対応することとしています。

問10 那覇市保健所管内の事業者は対象とならないのか。

(答) 那覇市保健所管内の事業者は当該通知の対象外となりますが、那覇市保健所においても同様の取り扱いを行います。